

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成29年4月17日制定
平成29年6月12日一部改正
平成31年3月25日一部改正
令和2年3月26日一部改正
令和3年3月15日一部改正
令和4年3月29日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、本会定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事（本会定款第18条第1項に基づき置かれる者で会長及び副会長を含む）及び監事（本会定款第18条第2項に基づき置かれる者）をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、次の区分により支給する。ただし、行政職員の職により選任されている役員及び評議員については、無報酬とする。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 会長 | 報酬月額 | 100,000円 |
| (2) 副会長 | 報酬年額 | 60,000円 |
| (3) 常務理事 | 報酬月額 | 240,000円 |
| (4) 理事 | 報酬年額 | 30,000円 |
| (5) 監事 | 報酬年額 | 30,000円 |
| (6) 評議員 | 報酬年額 | 15,000円 |

- 2 常務理事の期末手当については、職員給与等支給規程を準用し、算出した額とする。
- 3 常務理事の通勤手当については、職員給与等支給規程を準用し、報酬支給日に支払う。
- 4 週40時間を下回る勤務の常務理事の報酬及び手当については、別に定める。
- 5 役員及び評議員から報酬受給の辞退届（様式第1号）があった場合は、報酬を支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、次の方法により支給する。

2 報酬月額の場合は、各月21日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、職員給与等支給規程を準用する。

3 報酬が年額の場合は、年度を上半期、下半期に分けて支給する。

4 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

5 役員及び評議員が年度途中で退任又は就任したときは、就任期間により報酬額を日割りによって計算する。

(費用弁償等)

第5条 役員等が理事会及び評議員会等に出席したときは、本会役員等の費用弁償に関する規程に基づき支給する。

2 役員等が本会の用務のため旅行するときは、本会役職員旅費支給規程に基づき支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は制定の日(平成29年4月17日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(旧規程の廃止)

2 社会福祉法人栗原市社会福祉協議会役員の報酬及び役員等の費用弁償に関する規程(平成28年4月14日施行)は、廃止する。

附則

この規程は平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条第2項関係）

報酬辞退届

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程第3条第2項の規定により、報酬につきまして、受給辞退を申し出ます。

令和 年 月 日

申出者

役職名.....

住 所.....

氏 名.....(印)

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会
会 長 殿